

木更津市

統合型・公開型地理情報システム利用（長期継続契約）

仕様書

木更津市 総務部 情報経営課

令和8年7月

目次

第1章	総則	1
1.1	本書の目的	1
1.2	業務の目的	1
1.3	担当	1
1.4	準拠する関連法令等	1
第2章	契約条件	3
2.1	契約の名称	3
2.2	履行期間	3
2.3	利用場所	3
2.4	契約方法	3
2.5	契約に関する特記事項	3
2.6	支払い方法	3
2.7	費用弁済等	3
2.8	契約不適合責任	4
2.9	秘密保持	4
2.10	再委託	4
2.11	著作権	4
2.12	特記事項	4
第3章	基本要件	5
3.1	業務範囲	5
3.2	動作環境	5
第4章	機能要件	6
4.1	統合型 GIS	6
4.2	公開型 GIS	6
4.3	統合型・公開型 GIS 共通事項	6
第5章	非機能要件	8
5.1	認証取得に関する要件	8
5.2	データセンター要件	8
5.3	ASP サービス要件	9
第6章	構築・導入	10
6.1	プロジェクト管理	10
6.2	業務実施体制	10
6.3	データ搭載	10
6.4	システム環境設定	12
6.5	仮稼働	12
6.6	操作説明・研修	12
第7章	運用保守	13
7.1	保守体制	13
7.2	保守内容	13
第8章	契約終了時対応	15
8.1	データ返却	15
8.2	データ消去	15
8.3	利用延長	15
第9章	成果品	16

第1章 総則

1.1 本書の目的

本書は、「1.2 業務の目的」に定める目的を達成するため、本業務の実施に必要な事項を定めるものである。

1.2 業務の目的

市内の地理空間情報を一元的に管理・共有することにより、行政事務の効率化を図るとともに、住民や事業者に対して当該情報を公開することで、利便性の向上並びに地域活動及び経済活動の促進を図ることを目的として、統合型・公開型地理情報システム（以下「GIS」という。）を導入している。

現行 GIS は導入から 5 年が経過し契約期間の満了を迎えることから、これまでの運用実績を踏まえ、操作性及び機能面の改善による更なる業務効率化を図るとともに、道路台帳の電子化等、今後の業務拡大にも柔軟に対応可能な拡張性を確保するため、新たな GIS へ更新するものである。

なお、本業務は SaaS 型サービスの利用を前提とし、持続的かつ安定的な運用が可能なシステムの導入を図るものとする。

1.3 担当

所属	自治体	木更津市
	部署	総務部 情報経営課
	係	情報システム係
所在	郵便番号	292-8501
	住所	木更津市朝日三丁目 8 番 1 号
連絡先	電話	0438-23-8076
	メール	system@city.kisarazu.lg.jp

1.4 準拠する関連法令等

本業務は、本仕様書によるほか、次に掲げる関連法令、規程及び基準等に準拠して実施するものとする。

- (1) 地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）
- (2) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (4) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (6) 国土交通省公共測量作業規程（平成 28 年 3 月 31 日国国地第 190 号）
- (7) 作業規程の準則（国土交通省告示第 461 号）
- (8) 地理空間情報活用推進基本計画（平成 29 年 3 月国土地理院）
- (9) 地理情報標準プロファイル（JPGIS2014）（平成 26 年 4 月国土地理院）
- (10) 日本版メタデータプロファイル（JMP2.0 仕様書）（国土地理院）
- (11) 品質の要求、評価及び報告のための規則（平成 28 年 4 月国土地理院）
- (12) 木更津市財務規則（昭和 62 年規則第 1 号）
- (13) 木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 26 号）
- (14) その他関係法令及び諸規則

第2章 契約条件

2.1 契約の名称

統合型・公開型地理情報システム利用（長期継続契約）

2.2 履行期間

(1) 調達及び構築

自	契約締結日
至	令和9年2月28日

(2) 利用及び運用保守

自	令和9年3月1日
至	令和14年2月29日

2.3 利用場所

木更津市朝日三丁目8番1号 木更津市役所朝日庁舎 ほか

2.4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

2.5 契約に関する特記事項

本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約とする。

2.6 支払い方法

イニシャルコスト（システム構築等に係る費用）及びランニングコスト（利用料及び運用保守に係る費用）の総額を、利用期間の60か月で均等に按分した月額払いとする。

月額費用は、各月の履行内容について発注者の検査を受け、当該検査に合格した後、受注者からの適法な請求書の提出を受けて支払うものとする。

発注者は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2.7 費用弁済等

次に掲げる費用は、受注者の負担とする。

- (1) 業務の実施過程において破損又は消耗した物品等の復旧に要する費用。
- (2) 業務の実施過程において第三者に与えた損害の補償及び修理等に要する費用。
- (3) 成果物の引渡し後において、受注者の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損

害の補償費用。

2.8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者は修補又は交換その他必要な措置を無償で講じるものとする。

2.9 秘密保持

受注者は、本業務の実施により知り得た情報を、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

また、受注者は、当該情報の管理に必要な措置を講じるものとし、本契約終了後においても同様の義務を負うものとする。

2.10 再委託

受注者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

なお、再委託先に対しても本契約と同等の義務を課し、その履行について責任を負うものとする。

2.11 著作権

本業務において作成されたドキュメント及びデータに関する著作権は、発注者に帰属するものとする。

ただし、成果物に受注者又は第三者が従前から保有する著作物が含まれる場合は、当該著作物の著作権は当該権利者に帰属するものとする。

2.12 特記事項

- (1) 本仕様書は主要事項を定めたものであり、記載のない事項についても、本契約の目的達成のために必要と認められる事項については、本契約に含まれるものとする。
- (2) 業務の実施過程において、異常又は障害が発生した場合、又は発注者の判断を要する事案が発生した場合は、速やかに発注者に報告し、その指示を受けるものとする。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者双方の協議により定めるものとする。

第3章 基本要件

3.1 業務範囲

本業務の範囲は、次のとおりとする。

No	業務	数量
1	統合型GIS構築・提供	一式
2	公開型GIS構築・提供	一式
3	住宅地図データ調達	一式
4	仮稼働・操作説明	一式
5	運用保守	一式

3.2 動作環境

本業務において想定する利用環境は以下のとおりとする。受注者は、これらの環境においてシステムが正常に動作することを保証するものとする。

(1) 統合型 GIS

項目		要件
ネットワーク	種別	LGWAN
	管理	Active Directoryドメイン環境
クライアント	OS	Windows11、Windows10
	ブラウザ	Microsoft Edge
	台数	約1,000台

(2) 公開型 GIS

項目		要件
ネットワーク		インターネット
クライアント	OS	Windows、macOS、iOS、Android
	ブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome 等の主要ブラウザ

第4章 機能要件

4.1 統合型 GIS

- (1) 「3.2 動作環境」に示したクライアント端末を介し、LGWAN 経由で提供されるクラウドサービス（LGWAN-ASP）であること。
- (2) ログインユーザーは、200 以上の登録が可能であること。また、CSV ファイルの取込み等により、一括で登録及び編集が可能であること。
- (3) 同時アクセス数は、50 以上の同時利用に対応可能であること。
- (4) 利用時間は、メンテナンス等のやむを得ない場合を除き、24 時間 365 日利用可能であること。
- (5) システム障害等が発生した場合に速やかにデータの復旧が可能となるよう、バックアップ対策を講じること。
- (6) 不正行為の抑止及び情報漏えい対策として、ユーザー認証ログ及び操作ログを取得できること。また、クライアント端末にデータを保持しない仕組み（暗号化されたキャッシュ等を除く）を有すること。
- (7) 職員が編集したユーザーレイヤは、統合型 GIS から公開型 GIS へのデータ移行に際し、データ変換作業等の追加費用が発生しないこと。
- (8) 属性情報及び地図情報を用いた検索機能を有すること。
- (9) 複数のレイヤについて、表示・非表示の切替及び重ね合わせ表示が可能であること。
- (10) 各ユーザー及び各レイヤ（データ）に対して、閲覧、編集、印刷その他の機能の利用可否に関する権限を設定できる機能を有すること。

4.2 公開型 GIS

- (1) インターネットに接続されたパソコン、スマートフォン及びタブレット端末からアクセス可能であり、専用アプリケーションのインストールを必要とせず、ブラウザにより利用可能であること。
- (2) 利用端末の画面サイズに応じて表示レイアウトが自動的に最適化されること。
- (3) 統合型 GIS に搭載された地図データのうち、管理者が選定したデータのみを公開できること。

4.3 統合型・公開型 GIS 共通事項

- (1) 利用者が初めて操作する場合であっても、検索及び閲覧等の基本操作が直感的に行えるユーザーインターフェースであること。
- (2) セキュリティ、拡張性及び経済性に配慮したシステム構成及びパッケージを選定すること。
- (3) 国等における地理情報の標準化動向及び GIS に関する最新技術動向を踏まえたシステムであること。
- (4) システムは、一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）が定める地理情報プ

ラットフォーム標準仕様等の国内標準に準拠し、他システムとのデータ連携及び相互運用が可能であること。

- (5) システムは、OS、GIS エンジン、DBMS、アプリケーション等により構成され、汎用性及び拡張性に優れたものであること。
- (6) システム構築にあたっては、発注者の情報セキュリティポリシーに準拠し、必要なセキュリティ対策を講じること。

第5章 非機能要件

5.1 認証取得に関する要件

受注者は、以下に掲げる認証を全て有効に取得していること。

- (1) JIS Q 9001 (ISO9001：品質マネジメントシステム)
- (2) JIS Q 14001 (ISO14001：環境マネジメントシステム)
- (3) JIS Q 15001 (プライバシーマーク：個人情報保護マネジメントシステム)
- (4) JIS Q 20000-1 (ISO/IEC20000-1：IT サービスマネジメントシステム)
- (5) JIS Q 27001 (ISO/IEC27001：情報セキュリティマネジメントシステム)
- (6) JIS Q 27017 (ISO/IEC27017：クラウドセキュリティ)

5.2 データセンター要件

本業務で利用するデータセンターは、以下の要件を満たすものとする。

(1) データセンター基本要件

- ア データセンターは日本国内に立地していること。
- イ 水防法に基づく浸水想定区域に指定されていないこと。
- ウ 機器設置場所は、有人受付等により許可されていない者の立入を排除する等のセキュリティ対策が講じられていること。
- エ 24時間365日体制で運用されていること。

(2) 耐震性

- ア 現行建築基準法で規定されている耐震性能を満足すること、又は、Is 値（構造耐震指標）0.60以上の耐震強度を有すること。
- イ 制震装置等により地震エネルギーを吸収し、建物の揺れを低減する対策が講じられていること。
- ウ 震度6強の地震において倒壊しないラック等を採用すること。

(3) 耐火性

- ア 現行建築基準法に規定されている耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- イ 自動火災報知設備が適切に設置されていること。
- ウ 機器に影響を与えない消火設備（窒素ガス消火設備等）を有すること。

(4) 電源性能

- ア 無停電電源装置及び非常用発電設備により、無停電で電源供給が可能であること。
- イ 停電時において、48時間以上の連続運転が可能であること。また、非常用発電設備への燃料供給体制が確保されていること。
- ウ 主電源は、電力会社から複数系統で受電されていることが望ましい。

(5) バックアップ及び災害対策

- ア データについては定期的にバックアップを取得すること。
- イ 災害発生時においても、サービスを継続又は速やかに復旧できる構成とすること。

ウ バックアップデータは、本体データと異なる設備又は拠点に保管することが望ましい。

5.3 ASP サービス要件

LGWAN 経由で提供されるクラウドサービス（LGWAN-ASP）により構築する統合型 GIS については、以下の要件を満たすものとする。

(1) 可用性

システムの稼働率は、年間を通じて 99.9%以上とすること。ただし、事前に発注者が了承した計画停止（メンテナンス等）については、稼働率の算定対象から除外する。

(2) 障害対応

ア 障害発生時には速やかに対応を開始すること。

イ 重大な障害については、原則として当日中の復旧を基本とすること。

(3) 保守及びメンテナンス

ア 計画的な保守作業を実施する場合は、事前に発注者へ通知すること。

イ サービス影響を最小限とするよう配慮すること。

(4) 監視

システムの稼働状況を常時監視し、異常を検知した場合は速やかに対応できる体制を有すること。

(5) サービスレベル合意（SLA）

前各号を含む詳細なサービスレベルについては、発注者及び受注者双方の協議のうえ、SLA（Service Level Agreement）として、別途定めるものとする。

また、当該 SLA の内容については、必要に応じて見直しを行うものとする。

第6章 構築・導入

6.1 プロジェクト管理

- (1) 受注者は、進捗管理、品質管理、課題・リスク管理及び変更管理を適切に実施すること。
- (2) 受注者は、詳細な作業スケジュールを作成し、発注者へ提出すること。
- (3) 本契約の目的を達成するために有益な情報及び助言を、発注者に対して適宜提供すること。
- (4) 判断を要する事案が発生した場合は、速やかに発注者へ報告すること。
- (5) 受注者は、必要に応じて定期的に進捗報告を実施すること。

6.2 業務実施体制

- (1) 受注者は、本業務を適切に実施するための業務実施体制を構築し、その体制図を発注者へ提出すること。
- (2) 本業務に従事する者は、次の条件を満たしていることを原則とすること。
 - ア 過去5年において、地方公共団体における統合型・公開型GIS構築に従事した実績を有すること。
 - イ 受注者と6か月以上直接雇用関係にあること。
- (3) 業務実施体制に変更が生じた場合は、修正後の業務実施体制図を作成し、速やかに発注者へ提出すること。

6.3 データ搭載

- (1) 受注者は、住宅地図データを調達し、適切に閲覧及び検索できるようにシステムに設定するものとする。

なお、調達する住宅地図データの要件は、次のとおりとする。

No	調達物	要件
1	調達物	Zmap-TOWN II
2	範囲	千葉県木更津市全域
3	同時アクセス数	30以上の同時利用が可能であること
4	利用形式	使用料契約（5年利用）
5	用途範囲	庁内利用

- (2) 現行GISに搭載されているデータのうち、発注者が指定するデータ（ファイリングデータを含む）をシステムへ移行すること。

ア 移行対象のデータは、別紙「移行対象データ一覧」のとおりとする。なお、移行

対象は現時点の情報に基づくものであり、多少の増減が生じる場合があるため、詳細は契約締結後に発注者及び受注者双方の協議により定めるものとする。

イ 現行 GIS から移行した各レイヤの凡例及びアクセス権等の設定については、原則として現行 GIS と同一とすること。

ウ 搭載するデータ形式は、以下を想定している。

No	データ	形式
1	地図データ	Shape 等
2	画像データ	TIFF、JPG
3	ファイリングデータ	TIFF、JPG、PDF 等の汎用的な形式

エ 現行 GIS からのデータ抽出は発注者の負担で実施するため、本契約には含めないものとする。

(3) 現行 GIS に搭載されていない次のデータを新たに搭載し、適切に閲覧及び検索が可能な状態とすること。

No	データ	形式
1	航空写真（5 世代分）	TIFF、TFW 等
2	地番図	Shape
3	大字界	Shape

(4) 受注者は、データ搭載にあたり、システムで正常に利用可能な状態とするために必要なデータ変換、補正及びデータクレンジングを行うこと。

(5) 受注者は、各種データについて、システム上で適切に表示できるようレイヤ構造の設定を行い、業務運用に適した状態となるよう調整を行うこと。

(6) 統合型 GIS に搭載したデータのうち発注者が指定するデータを、公開型 GIS に搭載すること。なお、公開型 GIS へ搭載予定のデータは、現行 GIS で公開している次のマップを想定している。

No	マップ
1	施設情報マップ
2	道路情報マップ
3	都市計画情報
4	下水道情報

- (7) 受注者は、移行データの整合性確認及び動作確認を実施するものとする。なお、検証の結果、不備が認められた場合には、速やかに発注者へ報告し指示を受けるとともに、原則として受注者の責任においてシステムで正常に稼働するよう調整を行うものとする。

6.4 システム環境設定

各種初期設定を、以下のとおり実施すること。

- (1) 発注者が指定するユーザー情報（ユーザー名、パスワード、権限等）を登録すること。
- (2) 各ユーザー及び各レイヤ（データ）に対して、権限（閲覧、編集、印刷等）を適切に設定すること。
- (3) 使用しない機能については、ユーザーが操作できないように非表示にする等の対策を講じること。
- (4) 受注者は、その他 GIS の稼働に必要な設定項目を発注者へ提示し、発注者の指示に沿って各種設定を行うこと。

6.5 仮稼働

- (1) 本稼働前に、構築した GIS の仮稼働期間を設けること。
- (2) 発注者は、仮稼働期間中に現行 GIS と並行稼働を行い、一定の期間を設けて不具合等がないか検証を行う。受注者は、発注者から指摘された不具合等へ対応すること。

6.6 操作説明・研修

- (1) 仮稼働期間に、発注者に対して操作説明・研修を実施すること。
 - ア 発注者の運用管理者（情報経営課）に対して、運用保守や管理者としての操作方法等を説明すること。
 - イ 発注者の業務担当者（各部署）に対して、操作研修を実施すること。なお、操作研修は以下を想定しているが、詳細は発注者及び受注者双方の協議により決定するものとする。
 - (ア) 各回、参加人数は 20 名程度、時間は 60～90 分程度とし、合計 6 回程度の開催を想定している。
 - (イ) GIS を利用したことがない職員でも操作手順がわかるように、操作マニュアルを準備し、発注者へ提出すること。
 - (ウ) システムの操作方法だけでなく、本業務の目的や運用方法など業務の効果を最大化するための研修となるよう創意工夫すること。
 - (エ) 会場や機材の手配、職員への通知等は、発注者が対応するものとする。
- (2) 本稼働後も、定期的に以下のとおり操作説明を実施すること。
 - ア 新規採用職員に対して、操作説明を年に 1 回程度開催すること。
 - イ 開催時期や内容等の詳細については、発注者及び受注者双方の協議により決定するものとする。

第7章 運用保守

7.1 保守体制

- (1) 問い合わせ対応及び障害対応について、電話及びメールで受付可能な体制（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）を確保すること。
 ア 電話による受付は、少なくとも午前9時から午後5時まで対応可能であること。
 イ メールによる受付は、随時可能であること。
- (2) 安定したシステム提供を行うとともに、システム設備の監視を実施すること。
- (3) 受注者は、運用保守体制を構築し、その体制図を発注者に提出すること。

7.2 保守内容

- (1) データや操作に関して発注者から問い合わせがあった場合は、迅速かつ適切に対応することとし、原則として翌営業日以内に一次回答を行うこと。
- (2) システムの運用に必要な情報（バージョンアップ等）について適宜提供を行い、発注者から助言を求められた場合は速やかに対応すること。
- (3) 障害が発生した場合は、速やかに復旧対応を行うとともに、障害発生状況、原因及び対応内容を記載した障害報告書を作成し、発注者へ提出すること。
- (4) 障害対応後は、恒久的な再発防止策を検討し、必要に応じて実施すること。
- (5) 障害発生時に速やかに復元できるよう、日次でバックアップデータを取得し、3世代以上保管すること。また、少なくとも前日分の状態に復元可能であること。
- (6) 計画的なシステム停止は、事前に発注者へ通知するとともに、原則として発注者の業務時間（午前8時30分から午後5時15分まで）を避けて実施すること。
- (7) 修正パッチの適用、セキュリティホール対策及びウイルス対策等の運用管理を適切に実施し、不正アクセス対策を講じること。
- (8) 各業務においてデータ更新がある場合は、関係する更新作業受託事業者と事前に調整を行い、円滑な更新が実施できるように対応すること。
 ア 定期的なデータ更新は以下を想定している。

No	データ	形式	更新間隔
1	下水道台帳図	TIFF、TFW	1年
2	道路台帳図等	TIFF、TFW、Shape	1年
3	都市計画情報データ	Shape	1年
4	地番図	Shape	1年
5	航空写真	TIFF、TFW等	3年

- イ 航空写真は、令和9年及び令和12年に更新予定である。

ウ 地番図及び航空写真のデータ更新に係る費用は、本契約の保守範囲内に含めること。また、その他のデータ更新についても、本契約に含まれることが望ましい。

エ データ更新については、受注者は発注者から更新データを受領後、原則として 10 営業日以内に反映すること。

- (9) 利用状況、アクセス実績、情報セキュリティ対策の実施状況及びシステム停止実績等を記載した運用報告書を作成し、発注者へ提出すること。なお、作成及び提出する頻度については、発注者及び受注者双方の協議により決定するものとする。

第8章 契約終了時対応

8.1 データ返却

- (1) 受注者は、契約終了時において、「8.3 利用延長」の場合を除き、システムに保存されている発注者のデータを、発注者の指定する方法により速やかに返却すること。
- (2) 返却するデータは、一般的に利用可能な形式とし、特定のソフトウェアに依存しない形式であること。
- (3) 返却するデータには、業務データのほか、当該データの利用に必要な属性情報、レイヤ構造、設定情報等を含むものとする。
- (4) データの返却に要する費用は、本契約に含まれるものとし、別途費用を請求しないものとする。

8.2 データ消去

受注者は、契約終了時において、「8.3 利用延長」の場合を除き、サーバー上に残存する情報を物理的又は論理的方法により確実に消去し、消去の日時、方法及び実施結果を記載したデータ消去報告書（様式任意）を発注者へ提出すること。

8.3 利用延長

利用期間の終了後において、発注者から希望があった場合は、別途契約によりシステムの利用を延長できるものとする。

なお、延長条件及び費用については、発注者及び受注者双方の協議により決定するものとする。

第9章 成果品

- (1) 本業務においては、契約約款等で規定された書類のほか、次に掲げる成果品を納品するものとする。
- (2) 書面で提出する場合の用紙サイズは、原則として日本産業規格A列4番とする。
- (3) 電子データで提出する場合のデータ形式については、発注者が一般的に利用可能な形式（PDF、Excel 等）とする。
- (4) 納品した内容に更新があった場合は、適宜最新版を提供すること。

No	名称	納品期限	形式
1	業務実施体制図	契約締結後速やかに	電子データ
2	作業スケジュール	契約締結後速やかに	電子データ
3	住宅地図データ	仮稼働まで	システム搭載
4	GIS搭載用データ	仮稼働まで	システム搭載
5	運用管理者向けマニュアル	6.6(1)ア の操作説明まで	電子データ
6	業務担当者向けマニュアル	6.6(1)イ の操作研修まで	電子データ
7	システム構成図	本稼働まで	電子データ
8	システム設定一覧	本稼働まで	電子データ
9	データ移行結果報告書	本稼働まで	電子データ
10	運用保守体制図	本稼働まで	電子データ
11	障害報告書	障害発生後速やかに	電子データ
12	運用報告書	協議により定めた時期まで	電子データ
13	データ消去報告書	データ消去作業後、速やかに	書面
14	打ち合わせ議事録	打ち合わせ実施後1週間以内	電子データ

以上